

論点② 経営基盤の強化・負担軽減

論点②

(送迎加算の引き上げ、共同送迎の推進)

- 令和6年度介護報酬改定において、通所系サービスでは送迎範囲及び共同送迎に係る取扱いが明確化された一方で、短期入所生活介護においては明確な取扱いが示されていない。
- 燃料費や車両維持費、人件費等の上昇に加え、一定以上の送迎時間や移動距離に伴い、事業所の経営に与える影響により負担が大きくなっている実態がある。
- 利用者に必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を確保する観点から、共同送迎や共同委託の取扱いについて検討することも考えられる。特に、地域を問わず送迎時間や送迎距離の長時間化・長距離化がみられることから、サービス提供体制の維持が課題となっている。
- こうした状況も踏まえ、利用者及び家族の負担軽減や事業所の送迎負担の実態を踏まえつつ、送迎加算の評価や送迎範囲の在り方についてどのように考えるか。

対応案

(送迎加算の引き上げ、共同送迎の推進)

- 燃料費や人件費等の高騰を踏まえ、送迎に要するコストの実態に応じた送迎加算に見直してはどうか。
 - ※ 短期入所療養介護についても同様に検討してはどうか。
- 令和6年度介護報酬改定における通所系サービスの共同送迎の取扱いを踏まえ、短期入所生活介護においても共同送迎や共同委託について明確化してはどうか。
 - ※ 短期入所療養介護についても同様に検討してはどうか。

5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

算定要件等

（送迎の範囲について）

- 利用者の送迎について、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

（他介護事業所利用者との同乗について）

- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

（障害福祉サービス利用者との同乗について）

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。
※ なお、この場合の送迎範囲は、利用者の利便性を損うことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

事業所における送迎の課題

- 送迎に関する課題として、「送迎に時間を取られ、ケアや相談、事務作業等の時間に影響している」に次いで、「燃料費増加への負担が大きい」、「運転・送迎に従事する職員の確保が難しい」、「運転・送迎に従事する職員の人件費負担が大きい」の割合が高かった。

送迎に関する課題

